二の三　受給権者（前年の所得の額が百五十九万五千円を超える者に限る。）が旧法第七十九条の二第五項において準用する旧法第六十七条（以下「旧法第六十七条」という。）第一項の規定に該当するときは、老齢福祉年金被災状況届（様式第三号）

三～五　（略）

3　前項第二号の老齢福祉年金所得状況届には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前年の所得の額が百五十九万五千円を超えない受給権者にあつては、その事実についての市町村長の証明書

（削る）

二　前年の所得の額が百五十九万五千円を超える受給権者にあつては、次に掲げる書類

イ　受給権者の前年の所得の額並びに旧法第七十九条の二第五項において準用する旧法第六十六条（以下「旧法第六十六条」という。）第一項に規定する扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）、老人扶養親族又は特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書

（削る）

ロ　（略）

（削る）

三　（略）

4　第一項の請求は、当該中国残留邦人等及び被害者に支給する老齢福祉年金の額の全部につき支給を停止される事由がある場合においては、第二項第二号から第二号の三まで、第四号及び第五号に掲げる書類を添えないですることを妨げない。

5　第一項の請求が、一月から七月までの間に支給が開始されるべき中国残留邦人等及び被害者に支給する老齢福祉年金に係るものであるときは、第二項第二号の二及び第二号の三並びに第三項各号中「前年」とあるのは「前々年」と読み替えるものとする。

（支給停止の解除の申請）

第三条　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一～五　（略）

（新設）

3　前項第二号の老齢福祉年金所得状況届には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前年の所得の額（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号。以下「経過措置政令」という。）第五十二条の規定により読み替えられた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第五十三号）第一条の規定による改正前の国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号。以下「旧令」という。）第六条の二第一項の規定によつて計算した所得の額をいう。以下同じ。）が百五十九万五千円を超えない受給権者にあつては、その事実についての市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）の証明書

二　前年の所得の額が百五十九万五千円を超える受給権者にあつては、次に掲げる書類

イ　受給権者の前年の所得の額並びに旧法第七十九条の二第五項において準用する旧法第六十六条（以下「旧法第六十六条」という。）第一項に規定する扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族又は特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書

ロ　受給権者の所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類

ハ　（略）

ニ　受給権者が旧法第七十九条の二第五項において準用する旧法第六十七条（以下「旧法第六十七条」という。）第一項の規定に該当するときは、老齢福祉年金被災状況届（様式第三号）

三　（略）

4　第一項の請求は、当該中国残留邦人等及び被害者に支給する老齢福祉年金の額の全部につき支給を停止される事由がある場合においては、第二項第二号、第四号及び第五号に掲げる書類を添えないですることを妨げない。

5　第一項の請求が、一月から七月までの間に支給が開始されるべき中国残留邦人等及び被害者に支給する老齢福祉年金に係るものであるときは、第三項各号中「前年」とあるのは「前々年」と読み替えるものとする。

（支給停止の解除の申請）

第三条　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一～五　（略）